

公調委平成２６年（ゲ）第１号長野市における建物解体工事からの振動による財産
被害原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

理 由

１ 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

平成２０年４月４日から同年５月２７日までの間、申請人の所有する家屋敷地の隣地において建物解体工事が行われた（以下「本件解体工事」という。）。申請人は、平成２３年１０月２０日、長野地方裁判所に対し、本件解体工事の発注者である株式会社 a 及び本件解体工事の施工者である被申請人を被告として、本件解体工事に伴う振動等により、申請人所有の家屋や塀等に損傷が生じたなどとして、不法行為（共同不法行為）に基づき、合計６９０万９６５０円等の損害賠償を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。そして、長野地方裁判所は、平成２６年１月２９日、本件解体工事により申請人所有の家屋や塀等に損傷が生じたとは認めることができないなどと判断して、申請人の請求を全部棄却する判決をした（以下「第一審判決」という。）。申請人は、第一審判決を不服として控訴した後、同年５月９日、本件裁定申請をした。本件訴訟の控訴審である東京高等裁判所（以下「控訴審裁判所」という。）は、公害紛争処理法（以下「法」という。）４２条の２６第１項に基づく訴訟手続の中止をしなかったため、当裁定委員会は、同年８月２６日、法４２条の２６第２項、法４２条の３３に基づき、本件裁定手続を中止した。その後、控訴審裁判所は、平成２８年１月２７日、控訴棄却の判決をした。さらに、申請人は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所第二小法廷は、同年６月１７日、上告棄却及び

上告不受理の決定をした。この結果、本件訴訟における申請人の請求を全部棄却した第一審判決が確定した。

- 2 本件裁定申請は、本件訴訟における申請人の主張のうち、本件解体工事に伴う振動により申請人所有の家屋や塀等に損傷が生じたことについての因果関係の判断を求めるものであって、本件訴訟が控訴審裁判所に係属中に申請されたものであるところ、申請人は、原因裁定の結果を本件訴訟に援用することを目的として本件裁定申請をしたものと認められる（申請人提出の平成26年8月1日付け回答書2頁）。
- 3 上記認定事実によれば、申請人の被申請人に対する不法行為に基づく本件解体工事に伴う建物被害等の損害賠償請求を棄却する判決が確定し、当該損害賠償請求権が存在しないことについては当事者間においてもはや争い得ない状態となっており、本件裁定申請の内容は本件訴訟における主張の一部と同一の不法行為を内容とするものであり、かつ、原因行為である本件解体工事は既に終わった過去の行為であって現在も継続する行為ではない上、本件裁定申請は、本件訴訟を前提として、原因裁定の結果を本件訴訟の証拠として提出する目的でなされたものであって、本件訴訟が終了したことにより、その前提を欠くことになったといえる。加えて、原因裁定申請について、法42条の27第1項は、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるとき」に申請することができるとしているが、その法文の体裁からすると、損害賠償に関する紛争等の存在が申請の前提要件になっていると解されるところ、上記のとおり、原因行為である本件解体工事が終了している以上、その差止め等に関する民事上の紛争が生じる余地はなく、申請人の被申請人に対する不法行為に基づく本件解体工事に伴う建物被害等の損害賠償請求権が存在しないことは当事者間においてもはや争い得ない状態になっているのであるから、本件裁定申請は、本件訴訟が確定した時点において損害賠償に関する紛争の存在という申請の前提要件を欠く

ことになったというべきである。

そうすると、本件裁定申請は本件訴訟が確定した時点において申請の利益を欠くに至ったものというべきである（なお、申請人は平成２８年７月１５日付け回答書において、原因裁定を行うべき事情をるる主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。）。

したがって、本件裁定申請は、現時点において、不適法であり、その欠陥を補正することができないものであるから、法４２条の１３第１項、法４２条の３３に基づき、決定をもって却下する。

平成２８年９月１３日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 高 橋 滋

裁定委員 山 崎 勉

裁定委員 松 田 隆 利